

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月1日
【会社名】	株式会社ティムコ
【英訳名】	TIEMCO.LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 酒井 誠一
【本店の所在の場所】	東京都墨田区菊川三丁目1番11号
【電話番号】	03(5600)0122
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理部長 中山 芳忠
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区菊川三丁目1番11号
【電話番号】	03(5600)0122
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理部長 中山 芳忠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年2月26日開催の当社第46期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年2月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

- (1) 減少する資本準備金の額  
資本準備金 3,861,448,237円のうち300,000,000円
- (2) 増加する剰余金の額  
その他資本剰余金 300,000,000円
- (3) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日  
平成28年2月26日

第2号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分に関する事項
  - (1) 減少する積立金の項目及びその額  
別途積立金 1,305,000,000円
  - (2) 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 1,305,000,000円
2. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類  
金銭とする。
  - (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金12円 総額 29,718,852円
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年2月29日

第3号議案 定款一部変更の件

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の変更を行う。
- (2) 責任限定契約を締結できる取締役の範囲の変更を行う。
- (3) 上記の各変更に伴う所要の変更を行う。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、酒井誠一、中山芳忠、増田豊、杉本安信を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、迫田邦之、千田一夫、関口義信を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額150,000千円以内と定める。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額17,000千円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第1号議案	13,970	146	0	（注）1	可決 97.02
第2号議案	14,040	76	0	（注）1	可決 97.51

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 及び賛成割合(%)
第3号議案	14,037	79	0	(注)2	可決 97.49
第4号議案				(注)3	
酒井 誠一	13,964	152	0		可決 96.98
中山 芳忠	14,030	86	0		可決 97.44
増田 豊	14,035	81	0		可決 97.47
杉本 安信	14,033	83	0		可決 97.46
第5号議案				(注)3	
迫田 邦之	14,021	95	0		可決 97.37
千田 一夫	14,020	96	0		可決 97.37
関口 義信	14,020	96	0		可決 97.37
第6号議案	13,988	128	0	(注)1	可決 97.15
第7号議案	13,999	117	0	(注)1	可決 97.22

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上